

大阪・関西万博・鳥取県ゾーン設置運営等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

大阪・関西万博・鳥取県ゾーン設置運営等業務

(2) 業務の内容

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）において、関西広域連合が設置するパビリオン（以下、「関西パビリオン」という。）内の鳥取県展示スペース（以下、「鳥取県ゾーン」という。）について、令和5年度に「大阪・関西万博鳥取県ゾーン等展示基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を策定し、大阪・関西万博鳥取県ゾーン展示等設計業務委託により設計を行っている。

本業務は、上記の基本計画書等に基づき、鳥取県ゾーンへの来場者が安全で快適に展示体験ができるよう運営計画等を策定するとともに、円滑に運営するための運営事務局を設置し、大阪・関西万博会期前の準備及び会期中の運営等を行う。

詳細は、別添1「大阪・関西万博・鳥取県ゾーン設置運営等業務委託仕様書」による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

(4) 委託上限額

金 244,338 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

[年度別上限額]

令和6年度 40,637 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和7年度 203,701 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体（JV）とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
- ウ 本件調達の公告日から大阪・関西万博・鳥取県ゾーン設置運営等業務公募型プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下、「県内事業所」という。）を有していること。
- カ 過去10年間（平成26年度以降）に、国または地方公共団体のいずれかから受託した運営期間が30日間以上の類似の業務を行った実績を有すること。（類似の業務とは、イベント、展示会等における展示物の運営等を指す。）

(2) 共同企業体（JV）

- ア 共同企業体のすべての構成員が、法人格を有すること。
- イ 共同企業体の構成員のうち、いずれかの者が前号のイ、オ、カの要件を全て満たしていること。

- ウ 共同企業体の全ての構成員が前号のア、ウ、エの要件を全て満たしていること。
- エ 各構成員が、本件入札に参加する単独事業者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

3 参加申込書等の提出

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加申し込みを行うものとする。

(1) 提出書類 (各1部)

ア公募型プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書 (様式1)

イ会社概要

任意様式とするが、概要には「会社名」、「代表者職・氏名」、「本社所在地」、「県内事業所の有無及び県内事業所の所在地」、「資本金」、「従業員数」、「設立年」、「会社の主な業務内容」及び「特記事項」を含むものとする。なお、共同企業体 (JV) にあっては、構成事業者すべてのものを記載すること。

(2) 提出方法

郵便等または持参によること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便 (親展と明記すること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展と明記すること。) によることとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※持参の場合の受付時間は、令和6年7月17日 (火) から同月24日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出期限

令和6年7月24日 (水) 午後5時15分まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出場所

5の場所に提出すること。

(5) 資格審査

(1) から (4) までの定めにより提出のあった書類を審査の上、この公募型プロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年7月26日 (金) までに通知する。

4 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成し、5の場所に提出すること。

なお、提案にあたっては、大阪・関西万博鳥取県ゾーン等展示基本計画書 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1341067/tenjikhonkeikaku2.pdf>) 及び別紙1「大阪・関西万博鳥取県ゾーン展示等実施設計図」、別紙2「多目的エリアの利用イメージ」を参考にすること。

(1) 提出書類

ア 大阪・関西万博・鳥取県ゾーン設置運営等業務企画提案書 (様式2)

(ア) 提出部数: 【社名の記載があるもの】 正本1部 (添付書類も同様)

【社名を伏せたもの】 正本1部、副本10部 (添付書類も同様)

(イ) 企画提案資料は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

(ウ) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類 (様式任意) を添付すること。

イ 見積書

任意様式とするが、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額を記載することとし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、デジタルクーポンの運営、AR機器のメンテナンスについては、運営等に係る費用として10,000千円 (消費税及び地方消費税を含む) を計上すること。

また、見積金額の積算内訳が分かる資料を添付すること。

なお、1の(4)に示す予算額を超える見積書は無効とする。

<共同事業体にあつては次の書類を追加>

ウ 共同事業体協定書（予定案で可、様式任意）

エ 構成事業者の業務分担のわかるもの

(2) 提出方法

郵便等または持参によること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※持参の場合の受付時間は、令和6年7月17日（火）から同年8月7日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出期限

令和6年8月7日（水）午後5時15分まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

5 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県政策戦略本部政策戦略局関西本部万博推進室（総合統括課内）

電話 0857-26-8873 ファクシミリ 0857-26-8121

電子メール banpaku-suishin@pref.tottori.lg.jp

6 質問事項等について

この公募型プロポーザルについての質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、電子メール又はファクシミリにより、5の場所に令和6年7月29日（月）午後5時15分までに提出すること。なお、ファクシミリによる場合は、提出後、必ず5の場所に電話すること。

質問に対する回答は、令和6年7月31日（水）までに鳥取県政策戦略本部政策戦略局関西本部ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kansaioffice/>)で逐次公開する。

7 審査方法

(1) 提出された企画提案等について、別添2「大阪・関西万博・鳥取県ゾーン設置運営等業務委託審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき大阪・関西万博・鳥取県ゾーン設置運営等業務委託プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は5名（2名以上の鳥取県職員以外の学識経験者を含む。）の審査員で構成する。

(3) 審査員は審査要領に基づき、企画提案資料等の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者を最優秀提案者として選定する。

(4) 審査は書類審査とする。なお、提案者に対しては、必要に応じて追加資料の提出、プレゼンテーションの実施等の対応を依頼する場合もある。

(5) この公募型プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、企画提案資料等の内容にかかわらず失格とする。

(6) 審査結果は、鳥取県政策戦略本部政策戦略局関西本部ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kansaioffice/>)で公表するとともに、提案者全員に通知する。

8 契約の締結

7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議のうえ、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案資料の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方（以下、「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 スケジュール

令和6年7月17日（水）	プロポーザル公募開始
7月24日（水）	参加資格確認書兼参加申込書期限提出期限
7月26日（金）	参加資格の有無の通知
7月29日（月）	質問書提出期限
8月7日（水）	企画提案資料提出期限
8月上旬	審査会開催（書類審査）
8月中旬	審査結果の通知、公表
8月中旬以降	契約締結の協議及び見積依頼
8月下旬以降	契約締結

11 開示請求

受託者が提出した企画提案資料等一式は、鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

12 その他

（1）企画提案資料の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案資料及び虚偽の記載がなされた企画提案資料は、無効とする。

（2）参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

委託者は提案者に対して、企画提案資料等一式に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

（4）企画提案資料等一式の返却

企画提案資料等一式は、原則返却しない。

（5）暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (6) 受託者は、本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。